

○東京経済大学父母の会会則

1983年4月1日

制定

改正 2013年5月11日

(名称)

第1条 この会は、東京経済大学父母の会（以下「本会」という。）と称する。

(本部及び支部)

第2条 本会は、東京経済大学（以下「大学」という。）内に本部を置き、全国に支部を置くものとする。

(目的)

第3条 本会は、大学と家庭との密接な連携を図り、併せて会員相互の親睦を図るとともに、大学の教育事業及び学生の諸活動を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 父母懇談会の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 教育・研究の充実に対する協力
- (4) 学生の学術・文化・体育の活動に対する支援
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 東京経済大学在学生の父母又は保証人
- (2) 特別会員 大学教職員
- (3) 賛助会員 正会員であった者のうち本会の趣旨に賛同する者

(役員及び名誉役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

役員

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 幹事 15名以上
- (5) 監査 2名

(6) 支部長 各支部1名

(7) 事務局長 1名

名誉役員

(8) 名誉会長 1名

(9) 顧問 若干名

2 前項第4号の幹事のうち2名は特別会員とする。

3 事務局長の職務は大学に委任する。

(役員を選任及び委嘱並びに名誉役員の推戴)

第7条 会長及び幹事は役員総会において選出する。

2 副会長、常任幹事及び監査は、幹事会が推薦し、会長が委嘱する。

3 支部長は、各支部において正会員の中から選出する。

4 名誉会長に大学学長を推戴する。

5 顧問は会長、副会長経験者とし、幹事会が推薦し、会長が委嘱する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、職務を代行する。

3 常任幹事は、会長、副会長の会務執行を補佐し、本会の運営にあたる。

4 幹事は、幹事会を組織し、本会の運営にあたる。

5 監査は、本会の業務・会計を監査する。

6 支部長は、支部を代表し会務にあたる。

7 事務局長は、本会の経理及び会務を管掌する。

8 名誉会長及び顧問は、会長の求めに応じ、本会を補佐する。

(任期)

第9条 会長、副会長及び常任幹事の任期は1年（選任された役員総会から翌年度の役員総会まで）とし、再任を妨げない。ただし、第5条の規定にかかわらず、次年度役員総会まで会員の資格を有するものとする。

2 幹事及び監査の任期は、1年（選任された役員総会から翌年度の役員総会まで）とし、再任を妨げない。

3 支部長の任期は、1年（選任された支部総会から翌年度の支部総会まで）とし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 本会は、会長の招集により次の会議を開催する。

- (1) 役員総会
- (2) 幹事会
- (3) 常任幹事会
(役員総会)

第11条 役員総会は会長、副会長、常任幹事、支部長、特別会員の幹事で構成する。

2 本会は、毎年1回役員総会を開き、事業計画、決算、予算、役員選出、その他の重要事項を協議決定する。ただし、必要と認める場合には臨時役員総会を開催することができる。

3 総会の決議は出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(幹事会)

第12条 幹事会は、会長、副会長、常任幹事、幹事、事務局長をもって構成し、本会の運営に必要な事項を議決する。必要に応じ、会長が招集する。

(常任幹事会)

第13条 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事、事務局長をもって構成し、役員総会及び幹事会への提案事項を審議する他、予算内における日常の会務執行に関する事項を議決する。必要に応じ、会長が招集する。

(年会費・会計)

第14条 本会運営に要する費用は、年会費により支弁する。年会費は次のとおりとし、正会員は大学学費とともに、賛助会員は所定の方法により納入する。

(1) 正会員 年会費 8,000円

(2) 賛助会員 年会費 2,000円

2 正会員のうち、複数の子女が同時に在学している場合には、所定の手続きをもって1名分の年会費とすることができる。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本会の事務は、大学の総合企画部校友センターに委託する。

(改廃)

第16条 この会則の改廃は役員総会が行う。

付 則

この会則は、1983年（昭和58年）4月1日から施行する。

付 則

この会則は、1983年（昭和58年）11月3日から改正施行する。

付 則

この会則は、1991年（平成3年）11月2日から改正施行する。

付 則

この会則は、2000年（平成12年）11月4日から改正施行する。

付 則

この会則は、2003年（平成15年）11月1日から改正施行する。

付 則

この会則は、2004年（平成16年）10月30日から改正施行する。

付 則

この会則は、2006年（平成18年）11月4日から改正施行する。

付 則

この会則は、2007年（平成19年）11月3日から改正施行する。

付 則

この会則は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。

付 則

この会則は、2013年（平成25年）5月11日から改正施行する。